

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>先天性代謝異常症は、放置すると知的障害や乳幼児突然死等を引き起こすが、早期発見・治療により障害などの発症を予防することができる。そのため、生後4～6日の新生児の血液検査と、その結果の通知、及び精密検査結果の把握を委託するものである。</p> <p>検査機関は20疾患の一括検査、通知、管理が実施可能であり、かつタンデムマス法による先天性代謝異常等検査に精通した実績のある機関でなければならない。</p> <p>また、厚生労働省の通知において、検査機関は、原則として、各都道府県又は指定都市の地方衛生研究所等の機関等とされており、かつ医療機関から送付された検体を速やかに検査することや、速やかな検査結果の通知を行うこととされている。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>令和8年4月1日一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センターと単価契約済み。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。